

# 副本

平成20年(行ウ)第231号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔 鳳泰ほか9名


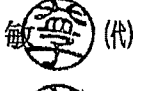
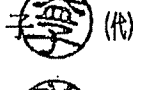
被告 国

## 準備書面(4)

平成21年7月8日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

### 被告指定代理人

福	光	洋	
益	子	浩	志 
山	田	重	夫  (代)
和	田	幸	清  (代)
山	本	文	士  (代)
長	尾	成	敏  (代)
田	留	章	平  (代)
川	口	耕一	朗  (代)
関	口		昇  (代)
北	郷	恭	子  (代)
小	川		伸  (代)
武	田	善	憲  (代)

## 第1 本案前の答弁

- 1 請求の趣旨第2項に係る訴えを却下する。
- 2 前項の部分につき、訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 本案前の答弁の理由

請求の趣旨第2項に係る訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号に定めるいわゆる申請型義務付け訴訟（以下「本件義務付けの訴え」という。）と解されるどころ（訴状第2の4・6ページ）申請型義務付け訴訟のうち、「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」の類型については、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができる（行訴法37条の3第1項2号）から、併合提起した処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求（同条3項2号）が認容されることが訴訟要件である（市村陽典「行政事件訴訟法の改正と訴訟実務」法律のひろば57巻10号27ページ）。

しかしながら、本件不開示決定処分はいずれも適法であり、取り消されるべきものに当たらないから、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の要件を欠くものであり、不適法なものとして却下されるべきである。

## 第3 被告の主張

被告は本準備書面で、日朝平壤宣言の性質等について説明し、また、文書137を全部不開示とした理由を補充し、訴状、2008年10月29日付け原告準備書面(1)（以下「原告準備書面(1)」という。）、2009年（平成21年）2月17日付け原告準備書面(2)（以下「原告準備書面(2)」という。）及び2009年4月6日付け原告準備書面(3)（以下「原告準備書面(3)」という。）における原告らの主張に対し、必要な限度で反論する。

## 1 原告らの主張に対する反論

### (1) 本件文書の不開示部分は、現在進行中の外交問題に影響を及ぼす危険があるために不開示としたこと

原告らは、「そもそも、1951年に日韓会談が開始されてから（日韓基本条約の締結は1965年）すでに57年もの時が経過している現在においては本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書に記載された記述や内容は、きわめて貴重な歴史的記録であるといえる。このような過去の歴史的な事実について、その内容や存在が明らかになったとしても、日本の外交に不利益を生ずるおそれがあるとは認められず、事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれもなく、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれも認められない。」（訴状第2の3(2)・5ページ）、「すでに交渉終了後40年以上を経過した本件日韓会談文書は、米国の制度では自動的な秘密指定解除措置の対象となり、同制度の下では『深刻かつ確実』が存在しない限り秘密を維持することは許されない文書であることが、まさに参考とされるべきである。」「本件の開示請求対象の文書が、作成されてからすでに40年余をすぎた歴史的な文書であることを考えれば、その『おそれ』の程度は、先に述べた米国の大統領命令による秘密指定制度のような『深刻かつ確実』なものであることが主張・立証されなければならないともいうことができる。」（原告準備書面(1)第1の5・18ページ及び19ページ）と主張し、本件文書は「作成されてからすでに40年余を過ぎた歴史的な文書である」ことを根拠として開示すべきであると主張している。

しかしながら、日韓両国間における竹島問題は依然未解決であり、また、日朝間においても、拉致問題等未解決の問題が山積している状況にあることから、いずれも「現在進行形の問題」である。

すなわち、日韓間における竹島問題や日朝間における国交正常化に係わる問題は現時点においても「交渉継続中の懸案事項」であり、本件文書の不開

示部分はこれらの問題に密接に関係する内容を含むものであるからいずれも原告らの主張する「歴史的文書」に該当するものではない。

原告らは「日本は、北朝鮮との間で、2002年(平成14年)9月17日、日朝平壤宣言を締結しており、ここでは、明確に、財産及び請求権の相互放棄の基本原則が宣言され、日本と北朝鮮の間の正式な宣言が遵守され、両国がこれに拘束されるのは当然であり、被告国の主張は、およそ理解しがたいものである。」などと主張する(原告準備書面(2)第2の1(2)・4～5ページ)。

特に、原告らは、日本と北朝鮮が日朝平壤宣言に拘束されるのは当然である旨主張している。

日朝平壤宣言は、「条約法に関するウィーン条約」(昭和56年条約第16号)第2条1(a)に規定される「国の間において文書の形式により締結され、国際法によつて規律される国際的な合意」である「条約」ではないものの、日朝関係の今後の在り方を、日朝両首脳の議論の結果として記し、両首脳が共に署名した、政治的に極めて重みのある文書である。

原告らが指摘する財産及び請求権の問題についていえば、同宣言3は「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした」と記載されているのであり、国交正常化後に行われる我が国から北朝鮮に対する経済協力と共に、その後の交渉において具体的な内容が協議されることとなっているものである。

そして、これらの具体的な内容については、まさに日韓国交正常化交渉において最大の論点の一つとなった経緯があることから明らかなように、日朝国交正常化においても最も重要な論点の一つとなっており、「交渉継続中の懸案事項」となっているものである。

したがって、本件文書の不開示部分はいずれも現在進行中の外交交渉に密接に関連する情報を含んだ行政文書であり、韓国、北朝鮮及び第三者が覚知していない情報を相当程度含んだ行政文書であることから、今後の日朝間及び日韓間における各外交交渉にいずれも影響を及ぼすおそれのある部分について不開示としたものであるから、原告らの上記主張は失当である。

(2) 本件文書の不開示部分は韓国において開示された文書と全く同一ではないこと

ア 原告らは、「2005年に韓国政府が保管していた日韓会談に関する韓国側の文書（全体で156件、約3万6千ページにも及ぶ文書）については全面公開がなされており、その中には、（中略）今回の一部不開示決定の対象となった文書そのものも存在している。このように、韓国政府が全面公開に踏み切ったことを見ても明らかなおおりに、本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書を公開しても、それが日本に外交にとって不利益を生ずるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があるとはいえず、事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれもない。」（訴状第2の3(2)・5ないし6ページ）と主張している。

しかしながら、日韓会談に関する韓国側の文書と我が国が保有している日韓会談に関する文書とは全く同一ではないし、本件文書の不開示部分は日韓会談に係る文書以外の文書も含まれているのである。

外務大臣が開示決定した本件文書の開示部分は約6万ページもあり、日本側が開示した資料は韓国側が開示した資料の約2倍の分量であることから、日本側資料と韓国側資料とが異なっていることは明白であるから、原告らの上記主張は、前提を誤ったものであり失当である。

また、原告らは、本件文書の不開示部分の中に韓国側が全面公開した文書も含まれている旨主張しているが、上記のとおり、わが国においては日朝間における国交正常化に関係した問題があり、それらの問題は日韓会談

において問題となった案件と密接に関連性を有していることから、韓国における事情とは異なり、依然、日韓会談に関係する文書を全面公開とすることができないという我が国独自の事情も存する。

さらに、原告らは、「不開示部分の記述内容に相当するものが、韓国で開示された日韓会談関連文書のうち、韓国側で作成された第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第11回の議事録に記載されている。」

(原告準備書面(2)第2の5(1)イ・21ページ)などと日韓会談に関する記録は日韓双方で同じである旨主張し、「不開示情報が開示されたとしても、そのことによって韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるといえないことは明白である。」(同第2の5(2)イ・23ページ)と主張しているが、同一の日韓会談に関する記録であっても、日本と韓国の間において、各保有する資料の内容は異なるのであって、日本が保有する資料については日本独自の不開示理由及びその必要性があるのは当然である。

イ この点を明らかにするため、日本側資料である文書93(乙第13号証)と原告が文書93に対応する記録として提出した韓国側資料(甲第18号証)の日本語訳(乙第27号証)とを比較することとした。

なお、上記比較をわかりやすくするため、文書93(乙第13号証)を①～⑧の8つに分割し(乙第28号証)、これに該当する韓国側資料(甲第18号証)の日本語訳(乙第27号証)を示すと共に、韓国側資料(甲第18号証)に該当する部分の記載が存在しない部分を(a)～(f)、日本側資料と韓国側資料の各記載内容が大きく異なる部分を(A)及び(B)として、比較対照表(乙第29号証)を作成したところ、結果は以下のとおりである。

①については、日韓で大きな差は見られない。

②については、日本側資料(乙第13号証。以下同じ。)では最終部分に(a)が存在するが、韓国側資料(甲第18号証及び乙第27号証。以下同

じ。)では欠落している。

③については、日本側資料には途中に (b) が存在するが、韓国側資料では欠落している。また、③の最後の部分である (A) 部分については日本側資料と韓国側資料との各記載が異なっている。

④については、日本側資料では最終部分に (c) が存在するが、韓国側資料には欠落している。

⑤については、日本側資料の後半に (d) が存在するが、韓国側資料には欠落している。

⑥については、日韓で大きな差は見られない。

⑦については、途中にある (B) 部分について日本側資料と韓国側資料の各記載が異なっている。

⑧については、日本側資料には (e) 及び (f) が存在するが、韓国側資料には欠落している。

また、文書の形式についても、日本側資料では、日韓双方の各発言者氏名が明確に記載され、発言内容を要約して記載されているが、韓国側資料では、日本側発言内容及び韓国側発言内容が「会話形式」で記載されているものの発言者氏名は記載されていないので誰の発言か分からない。したがって、文書の形式面においても日韓双方の資料の記載内容は異なっている。

以上のとおり、日韓会談の関連文書について日韓双方の記録が同一である旨の原告らの主張が、何ら合理性のないものであることは明らかである。

ウ そして、上記のとおり、文書 93 (乙第 13 号証) については、少なくとも韓国側が記録に残していない部分が 6 か所 ((a) ~ (f)) 存在したのであり、上記 6 か所の情報は韓国側資料によって明らかにすることはできなかった情報であり、日本側が開示して初めて明らかになった情報であり、さらに、日本側資料と韓国側資料とで記載が大きく異なっている部分が 2

か所 ((A)及び(B)) 存在したのであり、このことから、韓国側資料に記載された内容がすべて正しいというわけではないことも明らかとなった。

したがって、本件文書の不開示部分が、韓国政府が開示した文書と同一であることを根拠に本件文書に不開示事由がないという原告らの主張（例えば、原告準備書面(2) 23ページ等）は、失当である。

- (3) 「推定が可能であること」は公知であることを意味するものではないこと  
原告らは、不開示とされた部分は、推定が可能であり、特に秘匿するようなものではない（原告準備書面(2)第2の1・5ページ等）として本件文書に不開示理由は認められない旨主張する（原告準備書面(2)第2・2ページ）。

しかしながら、「推定が可能であること」は、公知であることを意味するものではない上、「開示しても不利益を被らないこと」を意味するものでもなく、本件文書の不開示部分を開示することは、韓国、北朝鮮との間における信頼関係が損なわれる蓋然性や外交交渉上不利益を被る蓋然性が高いのである。

そもそも外交交渉においては、「手の内が推定が可能であること」と「手の内そのものが知られること」とは意味を異にしている。

これをポーカーゲームなどのカードゲームにたとえると、相手の手の内すなわち相手の手持ちカードを推測するために、自分の手持ちカードをわざと捨てたり、相手を含むすべてのゲーム参加者が捨てたカードに注目し、その結果、確信を持って相手の手の内（手持ちカード）を推測しても相手の手の内（手持ちカード）は実際に相手が手の内を披露するまですなわちカードを開けるまでその結末が分からないことが多く、相手の手の内（手持ちカード）が自らの推測と全く違っていたということもしばしばあるのである。

外交交渉においても、自分の手の内が相手に推測されるような可能性があるとしても、それは飽くまで推測にすぎず、推測に係る内容が真実であるこ



とを意味するものではない。

以上から、仮に、本件文書の不開示部分の内容が推定可能であったとしても、不開示理由が存在しないとはいえない。

**(4) 本件文書の不開示部分は、必要最小限度の範囲で不開示としたこと**

本件文書の不開示部分は、原告らの平成18年4月25日付け「行政文書開示請求書」(甲第1号証)に基づいて特定された1916文書の中の13文書である。

外務大臣は、本件開示請求の対象文書として特定した1916文書中23文書、つまり、全体文書数の1.2%を全部不開示処分とし、その余の1893文書については1369文書(全文書数の71.5%)を開示し、524文書(全文書数の27.3%)を部分開示とする処分をしたのであり、その結果、合計約6万ページの文書を原告らに開示している。

以上から、本件開示請求に対し、外務大臣が必要最小限度の範囲で不開示としたことは明らかである。

**(5) 法5条3号及び4号該当の判断には、行政機関の長の裁量権が認められていること**

ア 原告らは、「情報公開法の条文は、『情報公開法要綱案(以下『要綱案』という。)]と『情報公開法要綱案の考え方(以下『考え方』という。)]に立脚して作られており、情報公開法の成立過程において、要綱案と考え方は、その条文解釈を行ううえで、最も有力な資料の一つである。」とした上で「そのような意義を有する『考え方』を見てみると、情報公開法においては、法5条3号、4号の場合を、他の不開示事由の場合と区別することなく、行政文書はあくまで開示が原則であって、この開示は行政機関の長の義務であるという基本的枠組みが採用されていることが分かる。」、「ここに示されているように、『考え方』は、法5条3号、4号の場合を他の号と区別することなく、原則として開示は行政機関の長の義務である

という基本的枠組みを堅持している。また、ここでは『開示することの利益と開示されないことの利益は、共に国民の利益』であるとして、両者を対等に国民の利益につながるものとして扱っているのであり、行政機関の長の裁量的な判断をことさら優先・尊重するという考え方は反映されていない。」(原告準備書面(1)第1の2・2ないし3ページ)と主張する。

しかしながら、原告らが引用しているのは「考え方」の「三 開示請求権及び開示義務」の「(2)開示・不開示の枠組み」に記載された部分で、開示請求制度の原則的事項が記載されているにすぎない。

法5条3号、4号については「四 不開示情報等(4)国の安全等に関する情報及び公共の安全等に関する情報」に記載されている。すなわち「考え方」の「四 不開示情報(4)国の安全等に関する情報及び公共の安全等に関する情報」には「第三、四号に規定する情報については、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、対外関係上の又は犯罪等に関する将来予測として専門的・技術的判断を要することなどの特殊性も認められる。諸外国においても、これらの特殊性に対応して、大統領命令による秘密指定制度や大臣認定書制度を設け、法の対象外(exclusion)とし、又は裁判所は、初審的(de novo)には審査せず、行政機関の長が開示の拒否の判断をする合理的な理由(reasonable grounds)を有するかどうかを審査するにとどめるなど、法の適用又は司法審査の関係で、他の情報とは異なる特別の考慮が払われている場合が少なくないところである。このような事情を前提とすると、司法審査の場においては、裁判所は、第三、四号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当である。」と記載されている。

イ そして、原告らは、「法5条の不開示事由における3号、4号の表現が、

他の号とは異なることを理由に、主張・立証責任の転換や行政機関の長の裁量について区別を導こうとする被告国の主張は、法の基本的な枠組みに矛盾した解釈であると言わざるを得ない。」(原告準備書面(1)第1の2(2)・5ページ)と主張する。

しかしながら、被告答弁書第3の3(2)(15ないし20ページ)で詳述したとおり、法5条3号及び4号は、法5条1号、2号、5号及び6号のように単に「おそれのある情報」という規定の仕方を採用せず、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨をあえて明らかにするため、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」との規定の仕方を採用したのである。

また、原告らは、『考え方』では、公益裁量開示の場合と区別して、不開示事由については『裁量』という用語を一切用いていない。」(原告準備書面(1)第1の4(2)・14ページ)と述べているが、そもそも公益裁量開示は「一般的には開示されないことの利益が認められる情報についても、高度の行政的な判断として、開示することに優越的な公益性が認められる場合」、つまり「不開示としなければならない情報を開示する場合」であり、一方、法5条3号及び4号は「不開示としなければならない情報を不開示とする場合」であり、両者の間には根本的な違いが存在するのであるから同一の「裁量」という用語を使用していないは当然であると考えられる。

## 2 日朝平壤宣言の法的位置づけ等について

日朝平壤宣言は、「条約法に関するウィーン条約」(昭和56年条約第16号)第2条1(a)に規定されている「国の間において文書の形式により締結され、国際法によつて規律される国際的な合意」である「条約」ではないものの、平成14年9月17日に小泉純一郎内閣総理大臣(当時)が北朝鮮を訪問し、金正日北朝鮮国防委員長と第1回日朝首脳会談を行った際に、

日朝関係の今後の在り方を、日朝両首脳の議論の結果として記し、両首脳が、共に署名した政治的に極めて重みのある文書である。

そして、同宣言には、日朝間に存在する拉致問題、北朝鮮の核問題、ミサイル問題といった現在進行中の諸懸案を包括的に解決し、日朝間の過去をめぐる諸問題を清算して日朝国交正常化を実現するとの方針が記されているところ、このうち、日朝間の過去をめぐる諸問題の清算についてはいわゆる「一括解決・経済協力方式」で処理することが明記されている。すなわち、財産及び請求権の問題については昭和20年（1945年）8月15日以前に生じた事由に基づく日朝双方の相手に対するすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉において具体的に協議することとし、これと併せ、国交正常化後に行われる我が国から北朝鮮に対する経済協力についても、国交正常化交渉において具体的な規模と内容を協議することとされている。

### 3 「竹島問題に関する文献資料」（文書137）について

#### (1) 情報の単位について

##### ア 条文の構造について

情報公開法においては、個人識別情報（情報公開法5条1号前段）は、個人識別性のある部分とそれ以外の部分との総体が一つの不開示情報となり、また、公にすることによる権利利益侵害のおそれを具体的に考慮せずに事項的に不開示とされるものであるから、その全体を一律に不開示とすると、個人の権利利益保護の必要性を超えて不開示の範囲が広がるおそれがある。そこで、個人識別情報のうち個人識別性のある部分以外の部分については、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないときは、これを開示すべきこととされている（情報公開法6条2項）。これに対し、個人識別情報以外の不開示情報については、不開示情報の一部分の開示という特別の制度は設けられていない（情報公開法6条1項）。

## イ 最高裁が判示した情報の単位の判断基準

最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決（民集55巻2号530ページ）は、大阪府知事の交際費に係る歳出額現金出納簿、支出証明書、債権者の領収書及び請求書兼領収書が大阪府公文書公開等条例の非公開事由に当たるか否かが争われた事案において、大阪府公文書公開等条例10条は、「その文理に照らすと、1個の公文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうち非公開事由に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを公開することを実施機関に義務付けているにすぎない。すなわち、同条は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできないのである。」と判示した。

最高裁平成13年判決は、大阪府公文書公開等条例に関する事案であるが、情報公開法についても、同法5条及び同法6条の各規定によれば、行政機関の長は、「独立した一体的な情報」をさらに細分化してその一部を不開示とし、その余の部分には不開示事由に該当する情報は記載されていないものとしてこれを開示することまでをも義務付けられておらず、特に同法6条2項を設け「個人識別情報に限って、例外的に、独立した一体的な情報を更に細分化し個人識別部分のみを不開示とする態様の部分開示を行政機関の長に義務付けるという立法政策を採用したもの」とされている（西川知一郎・最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（上）366ページ）。

そして、情報公開法6条1項のような「部分公開に関する規定に基づく部分公開の対象として更に細分化することができない『独立した一体的情報』をどの範囲でとらえるかについては、当該情報が記録された記載部分

の物理的形狀，その内容，作成名義，作成目的，当該文書の取得原因等を総合考慮の上，不開示事由に関する定め趣旨に照らし，「社会通念に従って判断すべき」である（前掲西川372ページ参照）。

以下，「竹島問題に関する文献資料」（文書137）について，その情報の単位を明らかにし，本件不開示処分が適法であることを詳述する。

## (2) 「竹島問題に関する文献資料」（文書137）の構成について

ア 平成21年2月17日付け被告準備書面(3)（以下「被告準備書面(3)」という。）で主張したとおり，「竹島問題に関する文献資料」（文書137）は，竹島問題に関する文献資料のタイトルの記載に続き，同文献資料に記載された内容について概略を説明したものが記載されている「竹島問題に関する文献資料が記載された部分」（以下「文献資料」という。）と「竹島問題を巡る日韓政府間のやりとりについての事実関係が時系列に記載された部分」（以下「時系列」という。）によって構成されている。

したがって，上記最高裁決定の基準によれば「文献資料」と「時系列」とはそれぞれ「独立した一体的情報」と解され，「竹島問題に関する文献資料」（文書137）は「文献資料」と「時系列」の2個の情報によって構成されているといえる。

イ 被告準備書面(3)で述べたとおり，「文献資料」は，外務省アジア局北東アジア課（当時）内に設置された日韓国交正常化交渉史編纂委員会が内部資料として作成したものであり，約90の文献資料について各文献資料のタイトルの記載に続き「文献資料に記載された内容について概要説明」が記載されている。また，約90の文献資料中，外務省が作成した内部資料は約6割を占めている。

ウ 「時系列」は，日本政府が韓国政府との関係で竹島問題を取り上げることとなった原因事実を把握するに至った端緒を含め，竹島問題を巡る日韓政府間のやりとりについての事実関係が時系列で記載されたものである。

(3) 「竹島問題に関する文献資料」(文書137)を全部不開示としたことに合理的な理由があること

ア 「文献資料」について

「文献資料」は、外務省アジア局北東アジア課(当時)日韓国交正常化交渉史編纂委員会が作成したものであるが、竹島問題にかかる日本政府の交渉方針や政策を立案・策定するために、重要と判断された文献資料のみを収集して作成され、実際に上記交渉方針や政策の立案・策定に使用された資料である。

したがって、文献資料に記載された各文献はいずれも当時存在した文献を無作為、網羅的に収集した単なる文献リストではない。また、「文献資料」には公刊されている文献も存するが、公刊物といってもその大部分は外務省作成の文書であり、市販されているものではなく、その存在が広く知られていないものや通常は入手困難なものも多く含まれている。

外務省で作成された内部文書には、竹島問題に関する領有権についての法律上の見解及び調査資料等韓国政府と竹島問題に関して外交交渉を行うため準備として作成された秘密資料も含まれており、文書名を明らかにするだけでも上記外交交渉における「手の内」を明かすことになり上記外交交渉上不利益を被るおそれがある内部文書も存する。

また、公刊されている文献については、その文書名が明らかになれば、その文書の記載内容の概要が容易に知られてしまうばかりでなく、前記のとおり、公刊物といっても、その存在が広く知られておらず、通常は入手困難であると考えられるものについても、積極的に収集し、文献そのものを詳細に分析する端緒を与えることになり、竹島問題について日本側がいかなる歴史的視点や法的視点から分析・検討しているかが韓国政府に覚知される可能性がある。

竹島問題は、我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、

韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないように細心の注意を払う必要がある。そのような微妙な対応を余儀なくされる未解決の重要問題について、交渉当事者である我が国が、その方針を検討するに当たって重要と考えて収集、整理した文献資料のリスト及びその概要が、一方的に交渉相手国である韓国政府に知られ得る状態になることは、我が国の交渉上の地位を一方的に不利益にするものである。

そして、公刊物と言っても、全国の書店で容易に入手できるようなものではないのであり、外交方針決定上、重要なもののみ選別されているのであるから、開示により上記不利益を被るおそれがないとはいえない。

よって、文書137が、外務大臣が、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると認めるにつき相当の理由がある不開示情報に該当することは明らかである。

以上のとおり、「文献資料」は竹島問題について日本政府が韓国政府と交渉する上での交渉方針、政策を立案・策定する上で役立つ内容を含んだ資料を意図的、選択的に収集したものであるから、文書全体が一体となって情報としての価値を有する「独立した一体的な情報」とであると認められる。

したがって、「文献資料」をさらに細分化して法6条2項により部分開示する義務はない。

また、各「文献資料」に関する記載すべてについて、それぞれ不開示理由が存在するというべきであるから、情報の単位を論ずるまでもなく、全部不開示が相当であるともいえる。



#### イ 「時系列」について

時系列は、日本政府が竹島問題に関する交渉方針や政策を立案・策定する際の資料として参照することを目的として作成された内部文書であり、ある特定の視点及び目的に基づいて竹島に関する事項が時系列として記載されたものであるから、文書全体が一体となって情報としての価値を有する「独立した一体的な情報」とであると認められる。したがって、「時系列」をさらに細分化して法6条2項により部分開示する義務はない。

ウ 以上のとおり、「竹島問題に関する文献資料」(文書137)は、「文献資料」及び「時系列」がそれぞれ「独立した一体的な情報」であり、いずれも不開示とすべき理由が認められることから同文書を全部不開示としたことに合理的理由があることは明らかである。

#### (4) 原告らの主張に対する反論

ア 原告らは、「文書137は、公刊物を含む文献資料のリストとその要約に過ぎない。」「被告国による広報活動や国会審議における政府答弁等を通じて、竹島問題に関する被告国の具体的な考え方は分析方法、立論等の多くは、既に公になっている。既に公になっている情報を不開示にすべきでないことは明らか」であるなどと主張する(原告準備書面(3)第3の1・3ページ)。

しかしながら、上記(3)で述べたとおり、「竹島問題に関する文献資料」(文書137)に記載された内容が「文献資料のリストとその要約に過ぎない」ものではないことは明らかであり、日本政府は、竹島問題に関する外交交渉において、歴史的事実や国際法論理などを主張・立証して、我が国の主張の正しさを韓国政府に認めさせる必要があり、「竹島問題に関する文献資料」(文書137)は上記外交交渉のための作成された内部資料であるから「既に公になっている情報」でないことも明らかである。

日本政府が、竹島問題に関する我が国の外交方針や政策について国際世

論の支持を得るため広報活動を行っているとしても、上記広報活動において公表されている情報と「竹島問題に関する文献資料」(文書137)に記載されている内部資料としての情報とが異なるものであることは当然である。

イ さらに、原告らは、「本件で問題となっているのは、約半世紀前に、日韓会談に際して外務省内に設けられた日韓国交正常化交渉史編纂委員会なる委員会が検討ないし保有していた資料に限られる。その後、現在までの間に外務省が新たに入手・検討した資料等は、文書137が全面開示になったとしても依然として不明である。現在の外務省が竹島問題についていかなる見解や方針を持っているかどうかということと、文書137の記載事項との間に何ら直接の関連性はない。」と主張する(原告準備書面(3)第3の2・4ページ)

しかしながら、竹島問題に関する日本政府の外交方針や政策は「竹島問題に関する文献資料」(文書137)が作成された時から現在まで一貫しているのであるから、原告らの上記主張に理由がないことは明らかである。

ウ 原告らは、「日本の核政策に関する基礎的研究の開示決定に関する件」についての情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の答申が「処分庁がその存否を明らかにしないで開示請求をした決定は取り消すべきである」として文書の存否応答拒否は認められないとした答申(甲第20号証)が「本件訴訟において参考になる」とし、「文書137の文献リストにいかなる名称の文書があるか、あるいはいかなる概要の文書が記載されているかが明らかになったとしても、そのこと自体から竹島問題について被告国の具体的考え方や分析法、立論等の方向性が明らかになるものではない。」と主張する(原告準備書面(3)第3の3・5～7ページ)。

しかしながら、審査会の上記答申は「日本の核政策に関する基礎研究」という報告書の開示請求に対し、処分庁が存否応答拒否の決定をした決定

自体が適切かどうかを判断したものであり、本件においては、文書137に該当する文書すなわち「竹島問題に関する文献資料」が存在することを前提にしているのであるから、上記答申の事案と明らかに事案を異にしている。

なお、上記答申に関する行政文書について、審査会は、平成19年3月15日付け答申書（乙第30号証）において「これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。」としている。